特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務	全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

・住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法に基づき市町村 から住民の本人確認情報(氏名、住所、生年月日及び性別(以下これらを「4情報」という。)、個人番 号並びに住民票コード並びにこれらの変更に関する情報)に関する通知を受け、都道府県サーバに 「都道府県知事保存本人確認情報」として保存する。 ・附票連携システムにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法に基づき市町村から住民の附票 本人確認情報(4情報、住民票コード並びにこれらの変更に関する情報)に関する通知を受け、附票 都道府県サーバに「都道府県知事保存附票本人確認情報」として保存する。 ・本人確認情報及び附票本人確認情報を取り扱う本県職員には住民基本台帳法に基づく守秘義務 特記事項 が課されるほか、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の記 録・確認を行うなど、不正利用の防止を図っている。 ・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムは、専用回線を使用し、地方公共団体 情報システム機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる監 視、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコルを使用せ ず、独自のアプリケーションを用いるなど、厳格な不正アクセス対策を講じている。 ・都道府県サーバ及び附票都道府県サーバは、1箇所に集約し、全都道府県がその運用・監視を地 方公共団体情報システム機構に委託している。

評価実施機関名

秋田県知事

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1)事務の内容
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務			
②事務の内容 ※	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 秋田県は、住民基本台帳法昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳 水田県は、住民基本台帳法昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳 のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住 基ネット」という。)を市町村と共同して構築している。 住民基本台帳は、住基法に基づき、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を 記録する台帳に関する制度を一元化して、住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、もって住民の 利便を増進するものである。市町村においては、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他 住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 ※本人確認情報とは、住基法第7条(住民票の記載事項)第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項のことを指す。 秋田県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に保る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共 団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③秋田県知事から本人確認情報に係る秋田県の他の執行機関(教育委員会等)への提供又は他部署への移動の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ④住民による請求に基づく当該個人情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの 本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の簡理及び提供等に関する事務 秋田県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票を全国サーバ等により構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報の簡平及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報とは、個人番号は含まれない。 秋田県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの更額 ③秋田県知事から附票本人確認情報に係る秋田県の他の執行機関(教育委員会等)への提供ないの発転 ④往民情報の財正、追加又は削除の申出に対する調査			
③対象人数	<選択肢> 「 30万人以上] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上			

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム					
システム1					
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住基ネットの 構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以下、都道府県サーバ部分につ いて記載する。				
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報を通知する。 2. 秋田県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 秋田県の他の執行機関へは他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会者に提供・移転する。 3. 本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別及び生年月日をいう。以下同じ。)の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された本人確認情報の組み合わせをキーに 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()				
システム2					
①システムの名称	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、附票連携 システムの構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以下、附票都道 府県サーバ部分について記載する。				
②システムの機能	1. 附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票 本人確認情報を通知する。 2. 秋田県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 秋田県の他の執行機関へは他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当 該個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会者に提供・移転する。 3. 附票本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本 人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 附票全国サーバに対して住民票コード又は4情報の組み合わせをキーとした附票本人確認情報照会 要求を行い、該当する附票本人確認情報を受領する。 5. 附票本人確認情報検索 附票本人確認情報検索 附票本人確認情報の組み合わせをキーに都道府県サーバと共用する。)において入力された 附票本人確認情報の組み合わせをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検 素条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()				

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また行政処分等に際しての本人確認 の手段とするため、本人確認情報を正確に記録・管理する必要がある。その取扱は、次のとおりである。 1. 住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理(本人確認情報の管 理及び提供等に関する事務)を行うため、本県市町村に居住する住民の本人確認情報を管理する。 2. 市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを 更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。

- 3. 秋田県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。
- 4. 住民からの請求に基づき、当該住民の本人確認情報を開示する。
- 5. 住民基本台帳に関する事務(本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)において、本人確認 情報を検索する。
- 6. 市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。

①事務実施上の必要性

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

国外転出者に係る本人確認手段とするため、附票本人確認情報を正確に記録・管理する必要がある。 その取扱は 次のとおりである

- 1. 附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区 域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。
- 2. 市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報 ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する
- 3. 秋田県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。そ の際、番号法で認められた場合に限り、秋田県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本 人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報 ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。
- 4. 住民からの請求に基づき、当該住民の附票本人確認情報を開示する。
- 5. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。
- 6. 市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。

②実現が期待されるメリット

住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事 務の効率化に資することが期待される。

5. 個人番号の利用 ※

住基法

- ・第7条(住民票の記載事項)
- ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)
- ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)
 - ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)
 - 第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供)
 - ・第30条の15(本人確認情報の利用)
 - ・第30条の22(市町村間の連絡調整等)
 - 第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
 - ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
 - 第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無 [実施しない <選択肢>

1) 実施する 2) 実施しない

②法令上の根拠

法令上の根拠

7. 評価実施機関における担当部署

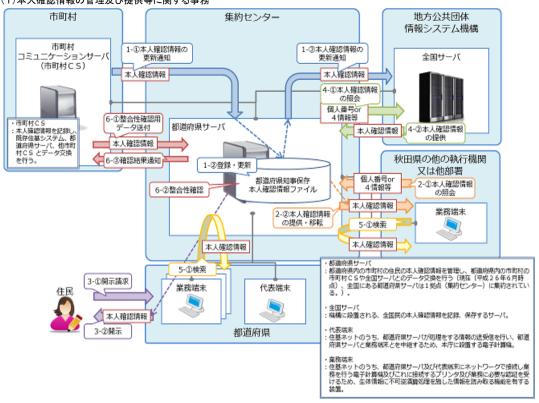
秋田県企画振興部市町村課 ①部署

②所属長の役職名 課長

8. 他の評価実施機関

(別添1)事務の内容 市町村

(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

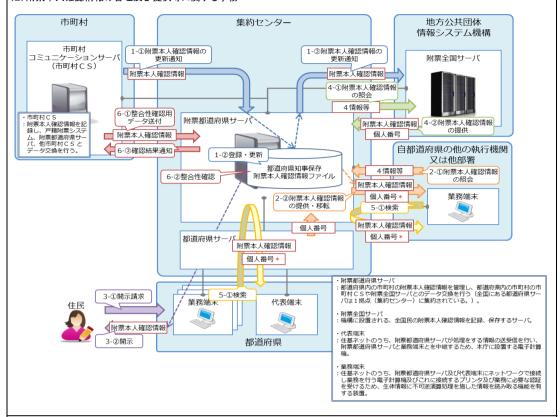


(備老)

- 1. 本人確認情報の更新に関する事務
- 1-① 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報をもとに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを 更新する。
- 1-3 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。
- 2. 秋田県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転
- 2-① 秋田県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-② 秋田県知事において、提示されたキーワードをもとに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、 当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
- ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
- ※秋田県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合 (一括提供の方式(注1)により行う場合)には、秋田県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末 又は業務端末を操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載)(注2、注3)により行う。
- (注1)秋田県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に
- (注1)秋田県の他の執行機関乂は他部署においてファイル化された本人権認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に 都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。 (注3)回線連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる 方法を指す。具体的には、都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内システム(宛名管理システムを含む。)のみが アクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。
- 3. 本人確認情報の開示に関する事務
- ・ 不人には、日本の「日本の」(1987年) 3 一① 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。(※特定個人情報を含まない)。 3 一② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。
- 4. 機構への情報照会に係る事務
- 4-① 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
- 5. 本人確認情報検索に関する事務
- 5-① 4情報の組合せを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

- 6-① 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。 6-② 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて、都道府県知事保存 本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



- 1. 附票本人確認情報の更新に関する事務
- 1一① 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
- 1-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報をもとに都道府県知事保存附票本人確認情報 ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。
- 2. 秋田県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転
- 2-① 秋田県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 2-② 秋田県知事において、提示されたキーワードをもとに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に 対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、秋田県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の 提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、 照会元に提供・移転する場合がある。
- ※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。
- ※秋田県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合) には、秋田県の他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと 共用する。)を操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載)(注2、注3)により行う。
- (注1)秋田県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を
- 元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。 (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を
- (注3)回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる 方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)と庁内システム (宛名管理システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果 ファイルの授受を行う
- 3. 附票本人確認情報の開示に関する事務
- 3-① 住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を 開示する。
- 4. 機構への情報照会に係る事務
- 4-① 機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。
- 5. 附票本人確認情報検索に関する事務
- 5-① 4情報の組合せを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。
- 6. 附票本人確認情報整合
- 6-① 市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて、都道府県知事保存 附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③ 附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

<u> </u>	コノトーローカ	7 1 7 V V W S						
1. 特定個人情報ファイル名								
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル								
2. 基本情報								
①ファイルの種类	頁 <u>※</u>	システム用フ	アイル]	<選択肢> 1)システム用 2)その他の電	ファイル 子ファイル・	(表計算ファイル	/等)
②対象となる本人の数		10万人以上100万人未	満]		:10万人未満 上100万人未満 J上1.000万人未	満		
③対象となる本人	人の範囲 ※	域内の住民(区域内のいす 住民基本台帳に記録されて 住民基本台帳に記録されて れた者(以下「消除者」とい	住民を指す いた者で、	。) 転出等の事由				
その必	多要性	基ネットを通じて全国共通 確認情報ファイル)において の記録を常に正確に更新・	で区域内の全 管理・提供す	さての住民の ける必要がある	情報を保有し、ſ る。			
④記録される項目		10項目以上50項目未漏	茜]	<選択肢> 1)10項目未 3)50項目以.	満 上100項目未満	2)10項E 4)100項	目以上50項目未 [目以上	満
主な記	₿録項目 ※	成別情報 〇]個人番号 直絡先等情報 〇]4情報(氏名、性別、全 〇]4情報(氏名、性別、全 〇]その他住民票関係情 養務関係情報]国税関係情報]医療保険関係情報]生活保護・社会福祉]雇用・労働関係情報]災害関係情報]その他 (生年月日、住 計報 []地 []児 関係情報	。 プラ税関係情報 プログロップ] 連絡先(電	記話番号等) []健身 []障害 係情報	₹・医療関係情幸 言者福祉関係情 校・教育関係情幸	報 報
その妥	当性	り人番号、4情報、その他住基ネットを通じて本人確認? 番号、4情報、住民票コート	を行うために	必要な情報と			系る本人確認情報	報(個
全ての	記録項目	添2を参照。						
⑤保有開始日		成27年6月						
⑥東黎坦当部署		田坦企画振剛部市町村課			•			

3. 特定	個人情報の入手・	使用
		[]本人又は本人の代理人
0.5.25		[]評価実施機関内の他部署 ()
		[]行政機関・独立行政法人等 ()
①入手元	; *	[O] 地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村
		[]民間事業者 ()
		[] その他 ()
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
②入手方	法	[]情報提供ネットワークシステム
		[O] その他 (市町村既存住民基本台帳システム、市町村CSから閉域ネットワークを介)
③λ±α		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手す
少人于 0.	/时份 - 须及	්
④入手に	係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国 的なシステムである住基ネットで管理する必要があるので、市町村から都道府県へ、都道府県から機 構へと通知がなされることとされているため。
⑤本人へ	の明示	知事が市町村から本人確認情報を入手することが住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。
⑥使用目	的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本 人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全 員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
	変更の妥当性	_
	使用部署	秋田県企画振興部市町村課
⑦使用の	使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※		1. 市町村長からの住民票の記載の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 2. 秋田県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(秋田県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをもとに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当するものを照会元に提供・移転する(都道府県サーバ→本県の他の執行機関又は他部署)。 3. 住民からの開示請求に基づき(住民→県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出カ→住民)。 4. 住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 5. 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認を行う。
	情報の突合 ※	1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 2. 秋田県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 3. 本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 4. 市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	なし
⑨使用開始日		平成27年6月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (2)件			
委託事項1		都道府県サーバの運用及び監視に関する業務			
①委訂		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。			
	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢>			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ			
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの 運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているた め、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。			
③委i	モ先における取扱者数	<選択肢>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[○]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 []その他 ()			
⑤委i	モ先名の確認方法	秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号)の規定に基づく請求を行うことで確認できる。			
⑥委詰		地方公共団体情報システム機構			
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾			
āL	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない (直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。			
委託	事項2	代表端末の運用保守に関する業務			
①委託内容		集約センターに設置された都道府県サーバから業務に係るアプリケーション等の配信を受け、これを業務端末に配布するためのサーバを設置しており(業務端末の代表的位置づけという意味で「代表端末」と呼んでいる)、この保守を委託している。			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>			
	対象となる本人の数	<選択肢>			
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ			
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に行う必要がある。 委託する業務は、直接本人確認情報の内容に変動を及ぼさない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。			

③委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O]その他 (保守作業に際し、本人確認情報に触れる場合は、必要に応じ、職員が立ち)
⑤委詰	毛先名の確認方法	秋田県情報公開条例の規定に基づく請求を行うことで確認できる。
⑥委 語		日本電気株式会社秋田支店
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を行わないようにしているが、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、 再委託を行う場合は、委託先と再委託先が守秘義務に関する契約を締結していること等、再委託先に おいて、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認した上で、承 認を行う。
	⑨再委託事項	代表端末の保守に関する業務の一部。なお、再委託する業務もまた、直接本人確認情報の内容に変動を及ばさない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。
5. 特	定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・	移転の有無	[○] 提供を行っている (3) 件 [○] 移転を行っている (1) 件 [○] 行っていない
提供	先1	地方公共団体情報システム機構
①法令	冷上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供	共先における用途	秋田県知事より受領した本人確認情報により機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供	供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法		[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [O]その他 (住基ネット)
⑦時期	朗•頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供	先2	秋田県の他の執行機関(教育委員会等)
①法令	冷上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)、住民基本台帳施行条例(平成14年秋田県条例 第49号)
②提供先における用途		住基法別表第6及び住民基本台帳施行条例別表に掲げる他の執行機関への情報提供が認められる 事務
③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法		[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [O]その他 (住基ネット)
⑦時期·頻度		他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。

提供先3		住民
①法令上の根拠		住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途		開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	Ž	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報 る本人の数	最の対象とな	<選択肢>
⑤提供する情報 る本人の範囲	の対象とな	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法		 []情報提供ネットワークシステム []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [○]紙 [○]その他 (住基ネット)
⑦時期・頻度		開示請求があった都度、随時。
移転先1		秋田県の他部署
①法令上の根拠	<u>r</u>	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)、住民基本台帳法施行条例(平成14年秋田県条例第49号)
②移転先におけ	⁺る用途	住基法別表第5及び住民基本台帳施行条例別表に掲げる秋田県知事において都道府県知事保存本 人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※ 住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に 基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
		[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法		[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
@19 14777 4		[〇] フラッシュメモリ []紙
		[〇]その他 (住基ネット)
⑦時期·頻度		秋田県の他部署からの検索要求があった都度、随時。
6. 特定個人作	青報の保管・	消去
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバ集約センターにおいて、施錠管理及び入 退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置 したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、IDと生体認証(又はパスワード)が必要である。 また、提供ログファイルを代表端末及び記録媒体に保存し、これらを施錠管理された電算室に保管す る。 当県においては、代表端末を施錠、入退室管理している部屋に設置し、業務端末は盗難防止のために ワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。
②保管期間	期間	〈選択肢〉 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 1) 1年未満 5) 4年 6) 5年 [20年以上] 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令 第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し、消去する。
7. 備考		

1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイルの種類 ※		<選択肢>
②対象と	なる本人の数	<選択肢>
③対象となる本人の範囲 ※		区域内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記載された者 ※削除者を含む。
	その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。
④記録さ	れる項目	<選択肢> (選択肢> 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報
	その妥当性	・4情報、その他戸籍附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記載された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る 附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2 に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、秋田県の他の執行機関等からの 求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号 を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事 保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び 効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法 律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の 制令で定める日。
⑥事務担	当部署	秋田県企画振興部市町村課
		·

3. 特定	個人作	報の入手・	使用
			[]本人又は本人の代理人
			[]評価実施機関内の他部署 (
			[]行政機関・独立行政法人等 ()
①入手元	*		[O] 地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村)
			[]民間事業者 ()
			[O]その他 (都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号) を抽出する場合がある)
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
a			[]電子メール [〇]専用線 []庁内連携システム
②入手方	法		[]情報提供ネットワークシステム
			[]その他 ()
③入手の)時期・場	預度	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、秋田県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めが あった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。
			法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に
			係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて 入手し、機構に通知する必要がある。
			また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※)を用いることで、入手 に係るリスクを軽減している。
			※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コード
④入手に	係る妥	当性	に限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供すること
			ができる。
			※ 附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。 住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられてお
			り、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。
			知事が市町村から附票本人確認情報を入手することが住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。
⑤本人へ	の明示		 ※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の4
			4の6第3項に明示されている。
			本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。
⑥使用目	的 ※		※番号法別表に掲げる事務につき、秋田県の他の執行機関等から国外転出者に係る者に関し求めが
			あった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。
	変更の	 D妥当性	_
	·	使用部署	秋田県企画振興部市町村課
⑦使用の)主体	*	(選択肢)
· K/1147	-	使用者数	[10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
			・秋田県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(秋田県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道
			府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提
⑧使用方法 ※			供・移転する(附票都道府県サーバ→秋田県の他の執行機関又は他部署)。
			※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票 コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元へ提供・移転する場合がある。
	情報の突合 ※ 情報の統計分析 ※		都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。
			なし。
権利利益に影響を 与え得る決定 ※			なし。
77CM 077AC 7A			「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び
⑨使用開始日			効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の制令で定める日。

4. 牦	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (2)件			
委託事項1		附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務			
①委詞		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。			
	吸いを委託する特定個 プァイルの範囲	<選択肢>			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ			
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。			
③委i	千先における取扱者数	<選択肢>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [J フラッシュメモ []紙			
⑤委i	モ先名の確認方法	秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号)の規定に基づく請求を行うことで確認できる。			
⑥委詞		地方公共団体情報システム機構			
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾			
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務の一部。なお、再委託する業務もまた、直接附票本 人確認情報の内容に変動を及ばさない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等 を行わない)業務である。			
委託	事項2	代表端末の運用保守に関する業務			
①委託内容		集約センターに設置された附票都道府県サーバから業務に係るアプリケーション等の配信を受け、これを業務端末に配布するためのサーバを設置しており(業務端末の代表的位置づけという意味で「代表端末」と呼んでいる)、この保守を委託している。			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ			
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に行う必要がある。 委託する業務は、直接附票本人確認情報の内容に変動を及ぼさない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。			

③委割	毛先における取扱者数	(選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上							
	€	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [保守作業に際し、附票本人確認情報に触れる場合は、必要に応じ、職員が 、							
⑤委i	 	プログライの他 (立ち会う。 秋田県情報公開条例の規定に基づく請求を行うことで確認できる。							
⑥委i	 1 先名	日本電気株式会社秋田支店							
0211		<選択肢>							
	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない							
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を行わないようにしているが、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、再 委託を行う場合は、委託先と再委託先が守秘義務に関する契約を締結していること等、再委託先におい て、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認した上で、承認を 行う。							
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。							
5. 株	宇定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)							
提供・	移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 [O]移転を行っている (1)件 [J行っていない							
提供	先1	秋田県の他の執行機関(教育委員会等)							
①法*	冷上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)							
②提6	共先における用途	住基法別表第6に掲げる他の執行機関への情報提供が認められる事務							
③提(共する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。							
④提(本人 <i>0</i>	共する情報の対象となる 数	<選択肢> (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
⑤提伯 本人の	共する情報の対象となる)範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ							
		[]情報提供ネットワークシステム []専用線							
©+= I	共方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)							
© IÆ1	共力法	[] フラッシュメモリ [] 紙							
		[〇] その他 (住基ネット)							
⑦時期	期·頻度	秋田県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。							
移転	先1	秋田県の他部署							
①法*	ộ上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)							
②移輔	伝先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。							
住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署があった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第 づく経過措置である。									
④移 本人の	伝する情報の対象となる 数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上1							
⑤移轉 本人の	伝する情報の対象となる)範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ							
		[] 庁内連携システム [] 専用線							
@ T.	-1-11	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)							
6移	元万法	1							
	·A/J/A	[〇] フラッシュメモリ []紙							
		[O] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (住基ネット)							
(7)時1	明·頻度								

6. 特定個人情報の保管・消去								
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバ集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、IDと生体認証(又はバスワード)が必要である。また、提供ログファイルを代表端末及び記録媒体に保存し、これらを施錠管理された電算室に保管する。当県においては、代表端末を施錠、入退室管理している部屋に設置し、業務端末は盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。						
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 1) 1年未満 5) 4年 6) 5年 [1年未満] 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない						
@Z.W	その妥当性	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。						
③消去方法		都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し、消去する。						
7. 備考	7. 備考							

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- 1 住民票コード
- 2 漢字氏名
- 3 外字数(氏名)
- 4 ふりがな氏名
- 5 生年月日
- 6 性別
- 7 住所
- 8 外字数(住所)
- 9 個人番号
- 10 異動事由
- 11 異動年月日
- 12 保存期間フラグ
- |13 清音化かな氏名
- 14 市町村コード
- 15 大字・字コード 16 操作者ID
- 17 操作端末ID
- 18 タイムスタンプ
- 19 通知を受けた年月日
- 20 外字フラグ
- 21 削除フラグ
- 22 更新順番号
- 23 氏名外字変更連番
- 24 住所外字変更連番
- 25 旧氏 漢字
- 26 旧氏 外字数
- 27 旧氏 ふりがな
- 28 旧氏外字変更連番
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
- ア 附票本人確認情報
- 1 住民票コード
- 2 氏名 漢字
- 3 氏名 外字数
- 4 氏名 ふりがな
- 5 生年月日
- 6 性別
- 7 住所 市町村コード
- 8 住所 漢字
- 9 住所 外字数
- 10 最終住所 漢字
- 11 最終住所 外字数
- 12 異動年月日
- 13 旧住民票コード
- 14 附票管理市町村コード
- 15 附票本人確認情報状態区分
- 16 外字フラグ 17 外字パターン
- 18 通知区分

イその他

個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で定められた場合に限り、秋田県の他の執行機関又は他部署からの求めに 応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合があ る。)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人 対象者以外の情報の入手を 確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以 外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町 防止するための措置の内容 村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査を行われることが前提となる。 必要な情報以外を入手するこ 法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保す とを防止するための措置の内 容 その他の措置の内容 <選択肢> Γ] 十分である といい 特に力を入れている 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 1) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 く選択肢>] 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 住民の異動の届出等を受け付ける市町村の窓口において、身分証明書(個人番号カード等)の提示を受 の内容 け、本人確認を行う。 個人番号の真正性確認の措 市町村長において付番され、市町村既存住基システムに記載された個人番号を、市町村CSを通して入 置の内容 手することとしている。 レステム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動 特定個人情報の正確性確保 事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行わ れようとした場合に当該処理をエラーとする)仕組みとする。 の措置の内容 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書 その他の措置の内容 等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。 十分である 特に力を入れている 課題が残されている リスクへの対策は十分か 1) 2) 十分である リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏 えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する、操作者の認証 を行う等の措置を講じる。 ・なお、特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、人為的なアクセスが行われる リスクに対する措置の内容 ことはない。 ※ 都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。秋田県に居住する住民の本人確認情報を 管理し、秋田県の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。データの安全保護対策、不正アクセス の防止策に関しては、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、 端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 十分である 2) 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用													
リスク1:	目的を超えた紐付け	ト、事	%に必要の	りなし	ハ情報と	の紐付	けけがね	行われるリ	スク				
宛名シス の内容	ステム等における措置	アクー	セス制限に	より	利用者	を限定	してい	る。宛名シ	⁄ステムとの∜	物理的、論	(理的な関	連づけはない	٠,
アクセス制限により利用者を限定している。事務で使連づけはない。都道府県サーバは、集約センター内I都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間システムにより制限する。 (1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアク番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の出者に係る個人番号を連携する場合。 (2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアク国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認めら他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で						内において、 ム間のアクセ アクセス 2の執行機関 アクセた場合 36合(目的を	附票都道、スは、以一 スは、以一 り、他部 に限り、自 を超えた紐	府県サーバ 下の場合の 署等からの 都道府県(べと接続する。処理に限られるが求めに応じるの他の執行権	。なお、 れるよう、 と め 、 と の も 、 も と も と も と も と も と も と も と も と も と			
その他の)措置の内容	_	_					- 122 IFI					
リスクへ	の対策は十分か	[+	-分で	である]	<選択 1)特に 3)課題	技> 力を入れてし が残されてし	いる いる	2) 十分で	である	
リスク2:	権限のない者(元職	員、ア	'クセス権[限の	ない職員	員等)に	よって			ベ ク			
ユーザ認	忍証の管理	[行ってい	る]			く選択) 1)行っ			2) 行って	こいない	
具	具体的な管理方法	生体	認証による	る操作	作者認訂	Eを行う	; 。						
アクセス 管理	権限の発効・失効の	[行ってい	る]			く選択) 1)行っ	技> ている		2) 行って	こいない	
具	具体的な管理方法	・アク ・管理	セス権限	を失 て、	効させた	ことに	ついて	、 管理簿	に記録を残る	† 。		の失効管理を 棚卸しにより	
アクセス	権限の管理	[行ってい	る]			く選択 1) 行っ			2) 行って	こいない	
ļ	具体的な管理方法	·検索 ·不』	や一括提	提供に を分	こ当たっ 析するた	て申請 :めに、	書を提 都道	が付与され 是出させ、 存県サーノ 保管する。	れるよう管理 検索・提供後 ヾの検索サフ	に検索回	数等につい	で確認する。	
特定個人	人情報の使用の記録	[記録	を残	している)]	<選択 1)記録	技> き残している	5	2) 記録を	残していない	١
具	具体的な方法	·不』 ・操作 の整 ・ 操作	Eな操作が 作履歴の確 合性を確言 作履歴と申 ックアップさ	無に認います。語が表記された	ヽことに? こより本 <i>.</i> る。 こ書等とは :操作履	Oいて、 人確認 の整合 歴につ	操作 情報の 性について、	履歴により D検索に関 Oいては、2 7年間、安	定期的に監査 そ全な場所に	る。 操作の疑い 査を実施す 施錠保管	⁻ る。 する。	合は、申請文 S区分等を記	
その他の	の措置の内容												
リスクへの対策は十分か		[+	-分で	である]	く選択 1)特に 3)課題	技> 力を入れてし が残されてし	いるいる	2) 十分で	である	

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク							
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリング、定期的な監査により、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないこと を確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク							
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 さらに、システム利用者についてはハードコピーを実行できない設定とし、システム管理担当者は、業務 上必要な場合に限りハードコピーを行うことができる。また、ハードコピーを行った場合は、管理台帳のプ リント枚数欄にその枚数を、備考欄にハードコピーである旨を記載し、鍵付きのキャビネットへ保管する。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 1委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 委託先の事務処理の体制、事務処理の能力及び社会的信用を確認する。委託業務を担当する従業員 全員から、本人確認情報を適切に取り扱う旨の誓約書を提出させ、担当する従業員が変更となった場合 は、新規担当者の誓約書を提出させる。 都道府県サーバの運用監視の委託先は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律 第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された法人で、住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関 であり、その前身は、平成14年8月5日から平成26年3月31日まで指定情報処理機関として安定して 情報保護管理体制の確認 住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行った実績がある。 また、代表端末の運用保守の委託先は、平成14年8月5日以降、安定して本県サーバの運用保守を 行った実績がある。 委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徹底、セキュリティ要件(情報資産の管理方 法、遵守すべき事項および判断基準等)を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務付け、契約後、 秘密保持に関する誓約書とあわせて、委託先の管理体制図、連絡先一覧等を提出させる。 特定個人情報ファイルの閲覧 制限している 1)制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 ・委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・ 削除等を行わない)業務である。 委託業務を担当する者について、名簿を提出させる。 「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について、 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイ ルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため 特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った 上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 具体的な制限方法 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人 情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体 に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報に アクセスできず閲覧/更新もできない。 「代表端末の運用保守」について ・委託先である日本電気株式会社秋田支店には、特定個人情報ファイルの閲覧/ 更新権限は与えてい ない。 本人確認情報の更新(上書き)、整合性確認、バックアップの業務は行わない。 (選択時) 特定個人情報ファイルの取扱 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 ・委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・ 削除等を行わない)業務である。 契約書等に基づき、委託業務の実施状況を確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について ・委託先(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため 特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った 上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人 情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体 に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報に 具体的な方法 アクセスできず閲覧/更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体に ついては、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、 チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対 策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約セン ターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 「代表端末の運用保守」について、 ・委託先である日本電気株式会社秋田支店には、特定個人情報ファイルの閲覧/ 更新権限は与えてい ない。 ・本人確認情報の更新(上書き)、整合性確認、バックアップの業務は行わない。

特定個人情報の提供ルール	[定めて	[いる]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	ないことを契約書上 て書面にて報告させ する。なお、委託す 閲覧・更新・削除等 委託業者から適時・	明記する。また、委 と、必要があれば職 る業務は、直接本人 を行わない)業務で セキュリティ対策の9	託契約の条項に基づき、 員が委託業務の状況を訓 、確認情報に関わらない(ある。	への本人確認情報の提供は一切認め 定期的に本人確認情報の取扱いについ 関査し、又は業務に立ち合うことを可能と 直接本人確認情報にアクセスできず、 とともに、その記録を残す。都道府県 を受けている。
委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	託契約の条項に基 員が委託業務の状 人確認情報に関わ ある。また、委託先	づき、定期的に本人 況を調査し、又は業 らない(直接本人確 に送付する特定個ノ	確認情報の取扱いについ 務に立ち合うことを可能と 認情報にアクセスできず、	、複写禁止等)を明記している。また、委 いて書面にて報告させ、必要があれば職 さする。なお、委託する業務は、直接本 閲覧・更新・削除等を行わない)業務で いるため、委託先(再委託先を含む)が る。
特定個人情報の消去ルール	[定めて	[いる]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・保媒体は、保証を開け、 は、 は、 は、 は、 は、 ない は、 ない は、 がい は、 ない は、	期間ごとに分けて保 問わず、廃棄の際は 同様、保管期間の過 の機、情報の取ことを との提出 び監視に 連用及び機構に提出 の運用及の機構に提信 のである保存期間(こつい記し、「運体は にといる。 と明に提供された特 を明に提供された特 を可に基づき、月次の	、システムにて自動判別しに管し、保管期間が過ぎていた保管期間が過ぎていた。 ・廃棄履歴を作成し保存。 ・過ぎたバックアップを、シストについて書面にて報告さいで書面にて報告さいで報告さいで、 ・可能とする。機器の廃棄には、 ・付きる業務」について、 ・対きる、 ・対きる、 ・対きる、 ・対きる、 ・対きる、 ・対きる、 ・対きる。 ・対きる、 ・対をを、 ・対きる、 ・対さる。 ・対さる、 ・対さる。 ・対さる、 ・対さる。 ・・ ・対さる。 ・対さる。 ・対さる。 ・対さる。 ・対さる。 ・対さる。 ・対さる。 ・対さる。 ・対さる。 ・対さる。 ・対さる。 ・対さる。 ・対さる。 ・対さる。 ・対なる。 ・対なる。 ・対なる。 ・対なる。	消去。 いるものを溶解等の手段により廃棄。 ホテムにて自動判別し消去。 させ、必要があれば職員が委託業務の状等によるデータの消去については、消去 アイルについては、住基法第30条の6に、システムにて自動判別し消去すること が破損や耐用年数、耐用回数を超過した。納」することにしているが、委託契約いては、契約完了時に返還又は廃棄す 固人情報の取扱いについて書面にて報者が現地調査し、適正に運用されている
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定	[定めて	[いる]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	・事業所内からのやたい。事業所内を防めてたい。情報ができまれるでは、事業をは、事業をは、事業をは、事業をは、事業をは、事業をは、事業をは、事業を	はが委託業務の状況 ない再委託の禁止 状況について報告を ・教育。 の運用及び監視に関 間覧者・更新者を制 提供先の限定。 イルの目的外利用の 特定個人情報の と特定個人情報の は特定個人情報の と は特定個人情報の と	出しの禁止。 任を負う。 たとき又は委託が終了した を調査し、又は業務に立。 求める。 引する業務」について、 限。 の禁止。 そのバックアップを完全に 先の責任。	こ消去する。)提出を求めることとする。

	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行って「 3)十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法	契・再・削・委ようの表記が	規定している。 託する業務は、直接本」 除等を行わない)業務を 元は、委託を受けた者に 必要かつ適切な監督を に対して、委託先と同	人確認情報 対象として に対して、 行っている 等の安全	服に関わらない(直接本人確認でいる。 でいる。 委託元自らが果たすべき安全	
その	他の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か		[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。

5. 特定個人情報の提供・移車	x (委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が	行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転 の記録	[記録を残している	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	者等)をシステム上で管理し、 なお、システム上、提供・移転 記録を残す。	、7年分保存する。	供・移転の記録(提供・移転日時、操作 転が認められなかった場合についても チェックを行う。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている	<選択肢>] 1)定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	ついて、アクセス権限を与える 要綱で定め、かかるルールの りに提供・移転を行うようにさ	られた者のみが、事務を行うために。 D遵守については、アクセス権限を付	かられる特定個人情報の提供・移転に 必要な範囲内で行うべきことを事務取扱 す与する際に内容を確認させ、そのとお 、、申請書を提出させ、検索・提供後に 「ないことを確認する。
その他の措置の内容	本人確認情報へのアクセス時	寺刻、提供した本人確認情報の内容	を記録し、管理する。
リスクへの対策は十分か	[十分である	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	5 2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提供	共・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	住民基本台帳ネットワークシ 止する。 なお、全国サーバと都道府県 先への情報の提供はなされた また、秋田県の他システムや 一出力の記録が残される仕終 ・一括提供方式で利用する媒 データの暗号化対策を行う。 ・媒体の接続に関して、その見	ステムを用いることにより、不適切な サーバの間の通信では相互認証を ないことがシステム上担保される。 他の執行機関のシステムによる利用 組みを構築する。 は(フラッシュメモリ)については、セ 取扱い方法を要綱等で具体的に定め るなど、決められた媒体以外接続し	
リスクへの対策は十分か	[十分である	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	5 2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った林	目手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	る。 【誤った相手に提供・移転して・全国サーバと都道府県サーの情報の提供はなされないこ 【共通の措置】 ・都道府県知事保存本人確認	定された検索条件に基づき得た結果 こしまうリスクへの措置】 -バの間の通信では相互認証を実施 ことがシステム上担保される。	を適切に提供・移転することを担保す しているため、認証できない相手先へ 請求者に対して、運転免許証等により 職員により実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	5 2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(する措置	き託や情報提供ネットワークシ	ステムを通じた提供を除く。)におけ	るその他のリスク及びそのリスクに対す

6. 情報提供ネットワークシ	ィステムとの接続		[O] 接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	りれるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方	方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	供されるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供し	してしま	うリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	バそのリ .	スクに対する措置	

7. 犋	7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損リスク					
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない					
②安全	全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない					
③安全	全管理規程	[十分に整備している] <選択肢>] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない					
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[十分に周知している] <選択肢>] 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない					
⑤物፤	里的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
	具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいては、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するほか、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・秋田県においては、代表端末及び記録媒体を施錠管理された電算室に置くほか、業務端末を職員以外の者が立ち入らない場所に置く。					
⑥技術的対策		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
	具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラムを配信された都度更新し、常に最新の状態とする。 ・端末はインターネットに接続できない状態とする。 ・システム管理者の許可無く媒体の接続ができない仕組みとする。					
7/19	ックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
⑧事 問知	女発生時手順の策定・	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし					
	その内容	_					
	再発防止策の内容						
⑩死者	皆の個人番号	[保管している] <選択肢> 2)保管していない 2)保管していない					
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。					
その他	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク								
リスク	に対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。							
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	5 2) 十分である			
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずし	いつまでも存在するリ	スク					
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない			
手順の内容		施行令(明る。 ・磁気(できる) ・破りでする。 ・帳でする。 ・になされ	昭和42年政令第29 (スクの廃棄時は、要その記録を残す。 用ソフトによるフォーランいては、管理要綱等でいることを適時確認	2号)第30 領・手順書 マット、物理 等に基づき 関するととも	条の6に定める保存期間等に基づき、内容の消去的粉砕等を行うことによい、帳票管理簿等を作成しい、その記録を残す。	所の本人確認情報は住民基本台帳法 情を経過した後にシステム的に消去す 法、破壊等を行うとともに、磁気ディスク り、内容を読み出すことができないよう 、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切 帳票管理簿等にその記録を残す。			
その他	也の措置の内容	_							
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
_									

L

1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの 附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CS から対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の 担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査を行われることが前提となる。ま た、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。

必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内

法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。

また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

十分である

く選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

Γ

リスクに対する措置の内容

附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。

]

また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、秋田県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置 の内容 住民の異動の届出等を受け付ける市町村の窓口において、身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。

個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。

個人番号の真正性確認の措 置の内容 市町村長において付番され、市町村既存住基システムに記載された個人番号を、市町村CSを通して入手することとしている。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。

特定個人情報の正確性確保 の措置の内容 システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を 異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が 行われようとした場合に当該処理をエラーとする)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。

個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。

その他の措置の内容

システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。

リスクへの対策は十分か

十分である

1)特に力を入れている 3)課題が残されている 2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。

・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する、操作者の認証を行う等の措置を講じる。

リスクに対する措置の内容

・なお、特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、人為的なアクセスが行われることはない。

※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。秋田県に居住する住民の附票本人確認情報を管理し、秋田県の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。データの安全保護対策、不正アクセスの防止策に関しては、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。

<選択肢>

リスクへの対策は十分か

十分である

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

_

3. 特定個人情報の使用								
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク							
宛名シ の内容	ンステム等における措置 !	アクセス制限によ	り利用者を限足	定している	る。宛名システムとの物理的	、論理的な関連づけはない。		
	で使用するその他のシ における措置の内容	連づけはない。附 附票都道府県サー う、システムにより (1) 附票都道府県 国外転出者に係る 他部署等からの求 号は附票本人確認 (2) 都道府県サー	票都道府県サーバと都道府県サーバと都道府県制限する。 サーバ⇒都道 も事務処理にほ めに応じ、個。 恐情報DBとはり ・バ⇒附票都追 たた場合に限り	ーバは、 は、 が 明し、番の 県番号ー 明自 が から の の の の の の の の の の の の の	集約センター内において、表のシステム間のアクセスは、 ーバへのアクセス 法で認められた場合に限り 入手する場合(目的を超えた) 保存領域で処理する。)。 ーバへのアクセス	のシステムとの物理的、論理的な関係道府県サーバと接続する。なお、以下の場合の処理に限られるよ 、自都道府県の他の執行機関又はた紐づけが行われないよう、個人番 也部署等からの求めに応じ、国外転		
その他	也の措置の内容	_			/ We 10 04 \			
リスク	への対策は十分か	[+分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限の	のない職員等)	によって	不正に使用されるリスク			
ユーサ	^{デ認証の管理}	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	生体認証による操	作者認証を行	う。				
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	アクセス権限を失	き効させたこと	こついて	、管理簿に記録を残す。	アクセス権限の失効管理を行う。 上の定期的な棚卸しにより確認し、		
アクセ	ス権限の管理	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	・検索や一括提供	に当たって申記 分析するために	請書を提 こ、附票都	が付与されるよう管理する。 出させ、検索・提供後に検索 B道府県サーバの検索サブシ 、保管する。	を回数等について確認する。 システム及び業務端末においてアプ		
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を死	浅している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない		
	具体的な方法	・不正な操作が無・操作履歴の確認の整合性を確認す・操作履歴と申請・バックアップされ	いことについて により本人確言 「る。 文書等との整1 た操作履歴に	、操作履 認情報の 合性につ ついて、	いては、定期的に監査を実 7年間、安全な場所に施錠例			
その他	也の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か		[+分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク							
リスクに対する措置の内容	システムの操作履歴(ログ)を記録する。 担当者へのヒアリング、定期的な監査により、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないこと E確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。						
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク							
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 さらに、システム利用者についてはハードコピーを実行できない設定とし、システム管理担当者は、業務 上必要な場合に限りハードコピーを行うことができる。また、ハードコピーを行った場合は、管理台帳のプ リント枚数欄にその枚数を、備考欄にハードコピーである旨を記載し、鍵付きのキャビネットへ保管する。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
特字個人情報の原用になけるその他のリスク及びそのリスクに対する世界							

| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 委託先の事務処理の体制、事務処理の能力及び社会的信用を確認する。委託業務を担当する従業員 全員から、附票本人確認情報を適切に取り扱う旨の誓約書を提出させ、担当する従業員が変更となった 場合は、新規担当者の誓約書を提出させる。 附票都道府県サーバの運用監視の委託先は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日 法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された法人で、住民基本台帳法に基づく指定情報処理 機関であり、その前身は、平成14年8月5日から平成26年3月31日まで指定情報処理機関として安定 情報保護管理体制の確認 して住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行った実績がある。 また、代表端末の運用保守の委託先は、平成14年8月5日以降、安定して本県サーバの運用保守を 行った実績がある。 委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徹底、セキュリティ要件(情報資産の管理 方法、遵守すべき事項および判断基準等)を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務付け、契約 後、秘密保持に関する誓約書とあわせて、委託先の管理体制図、連絡先一覧等を提出させる。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲覧 制限している 1)制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 ・委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲 覧・更新・削除等を行わない)業務である。 委託業務を担当する者について、名簿を提出させる。 「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について、 ・ 附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報 ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業 務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号 化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新も 具体的な制限方法 できない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個 人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒 体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報 にアクセスできず閲覧/更新もできない。 「代表端末の運用保守」について ・委託先である日本電気株式会社秋田支店には、特定個人情報ファイルの閲覧/ 更新権限は与えて いない。 ・附票本人確認情報の更新(上書き)、整合性確認。 , バックアップの業務は行わない。 (選択肢) 特定個人情報ファイルの取扱 Γ 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 ・委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲 覧・更新・削除等を行わない)業務である。 ・契約書等に基づき、委託業務の実施状況を確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業 務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号 化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新も できない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個 人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒 体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報 具体的な方法 にアクセスできず閲覧/更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体に ついては、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、 チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対 策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約 センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 「代表端末の運用保守」について、 ・委託先である日本電気株式会社秋田支店には、特定個人情報ファイルの閲覧/ 更新権限は与えて いない。 ・附票本人確認情報の更新(上書き)、整合性確認、バックアップの業務は行わない。

] 委託しない

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない
委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	秋田県による再委託の承認を得た場合を除き、委託先から他者への附票本人確認情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。また、委託契約の条項に基づき、定期的に附票本人確認情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち合うことを可能とする。なお、委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。都道府県サーバの運用監視の委託先からは、月次で、書面により、報告を受けている。
委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	委託契約書において、附票本人確認情報の管理方法等(漏えい防止、複写禁止等)を明記している。また、委託契約の条項に基づき、定期的に附票本人確認情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち合うことを可能とする。なお、委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。また、委託先に送付する特定個人ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む)がファイル内の特定個人上にアクセスしないシステム設計としている。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判別し消去。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものを溶解等の手段により廃棄。 ・データか紙かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存。 ・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップを、システムにて自動判別し消去。 また、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち会うことを可能とする。機器の廃棄等によるデータの消去については、消去手順も含めた報告書の提出を求める。 「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することにしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還又は廃棄することを規定する。・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、職員又は監査法人等の第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定	<選択肢> [定めている] 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・秘密の保持。 ・目的外利用・複製・他者への提供の禁止。 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・情報が不要となったとき、要請があったとき又は委託が終了した場合、情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち会うことを可能とする。 ・書面による承諾がない再委託の禁止。 ・契約内容の遵守状況について報告を求める。 ・従業者に対する監督・教育。 「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について、 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限。 ・特定個人情報の規供先の限定。 ・特定個人情報の提供先の限定。 ・特定個人情報の提供先の限定。 ・特定個人情報の提供先の限定。 ・特定個人情報の方では、「対していからなどを完全に消去する。 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任。 ・委託契約終了後は特定個人情報の返却又は廃棄し、報告書の提出を求めることとする。 等を契約書において定めるとともに、県と同様の安全管理措置を義務づける。

<選択肢> [十分に行っている] 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている							
・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、関覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務づけ、必要な監督を行っている。 ・再委託先の業務について、委託先に対して全ての責任を負う条項を設ける。							
その他の措置の内容							
[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。

5. 特	定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	−クシステム	xを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク								
特定個人情報の提供・移転 の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記	録を残していない		
	具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4 者等)をシステム上で管理し、 なお、システム上、提供・移転 記録を残す。 また、オペレーション記録の取	、7年分保存品に係る処理	テする。 埋を行ったものの提供・移車	伝が認められ			
特定個人情報の提供・移転 に関するルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	番号法及び住基法並びに個ついて、アクセス権限を与えば 扱要綱で定め、かかるルールおりに提供・移転を行うようにに検索回数等の確認、操作履	られた者の。 レの遵守にて させる。検	みが、事務を行うために必 ついては、アクセス権限を付 素や一括提供に当たって(要な範囲内で 付与する際に ま、申請書を持	で行うべきことを事務取 内容を確認させ、そのと 是出させ、検索・提供後		
その他	いた。 他の措置の内容 附票本人確認情報へのアクセス時刻、提供した附票本人確認情報の内容を記録し、管理する。							
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である		
リスク	2: 不適切な方法で提信	共・移転が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容		附票全国サーバと附票都道 手先への情報の提供はなさまた、秋田県の他システムや 一出力の記録が残される仕れ ・一括提供方式で利用する娘 データの暗号化対策を行う。 ・媒体の接続に関して、その ・接続する媒体を貸与制にす ・媒体の接続の取扱いにつし	れないことか 他の執行材 組みを構築 体(フラッシ 取扱い方法 るなど、決ら	「システム上担保される。 幾関のシステムによる利用 する。 ・ユメモリ)については、セ ^ュ を要綱等で具体的に定め。 められた媒体以外接続した。	のための媒体 キュリティロック る。	本出力に当たっては、逐 ク付きのものを使用し、		
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である		
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った木	目手に提供	移転してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容		【誤った情報を提供・移転して・システム上、照会元から指する。 【誤った相手に提供・移転して・附票全国サーバと附票都道相手先への情報の提供はな【共通の措置】・都道府県知事保存附票本別より本人確認を行う。また、記	定された検索でしまうリスク 値府県サーバされないこと 人確認情報	素条件に基づき得た結果を クへの措置】 、の間の通信では相互認証 とがシステム上担保される の開示請求があった場合し 核情報の突合に関して複数	証を実施してい。 。 ま、請求者に	いるため、認証できない 対して、運転免許証等に		
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である		
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
_								

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O] 接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)				
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[1)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である				
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク								
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[1)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である				
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク								
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[] (1)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である				
リスク4: 入手の際に特定個。	人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[]	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である				
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク							
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[1)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である				
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク							
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[]	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である				
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供し	してしまう!	リスク					
リスクに対する措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[1)	選択肢> 特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である				
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	びそのリス	クに対する措置					

7. 特	定個人情報の保管・	肖去				
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・派	域失・毀損リスク			
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守してい 3) 十分に遵守していない	かる 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全	全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1)特に力を入れて整備してい 3)十分に整備していない	る 2) 十分に整備している
③安全	全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1)特に力を入れて整備してい 3)十分に整備していない	る 2) 十分に整備している
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知してい 3) 十分に周知していない	る 2) 十分に周知している
⑤物፤	里的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	を特定 ・秋田	⋛し、管理するほか、サーノ	ヾ設置場 及び記録	こおいては、監視カメラを設置して 所、記録媒体の保管場所を施録 媒体を施錠管理された電算室に	
⑥技術	斯的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	・庁内 ・都道 ・OSO プロク ・端末)セキュリティホールに対す 「ラムを配信された都度更!	ファイアワー 一におい トるセキュ 新し、常	ウォールを導入する。 って、ファイアウォールを導入し、「 ュリティ更新プログラム、住基ネッ	小業務アプリケーションの修正
7/15	ックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事 問知	枚発生時手順の策定・	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
⑩死者	者の個人番号 	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	_				
その他	也の措置の内容	_			√ 193 1 In 164 5	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスク	カスクに対する措置の内容 プスクに対する措置の内容 には、住基ネットを通して附票本人で記情報の変更があった場合には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して附票本人では、 には、住基ネットを通して対象本人では、 には、住基ネットを通して対象本人では、 には、住基ネットを通して対象本人では、 には、住基ネットを通して対象本人では、 には、住基ネットを通して対象本人では、 には、住基ネットを通して対象本人では、 には、住基ネットを通して対象本人では、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に				
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク			
消去	手順	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない			
	手順の内容	・障害発生時により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的な保存の終了後、特定個人情報をシステムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、管理要綱等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、管理要綱等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。			
その他	也の措置の内容	_			
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
_					

Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監	I. <u>監査</u>			
①自己点検		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
	具体的なチェック方法	住基ネット関係職員は、年1回以上住基ネット担当課が作成するチェックリストを用いて、自己点検を 行っている。		
②監査	<u>\$</u>	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
	具体的な内容	自己点検の結果を踏まえ、住基ネット担当課は全住基ネット関係課に対して、毎年度、以下の観点による監査を実施し、運用状況の確認を行う。 ・業務端末の管理状況 ・アクセス管理状況 ・情報資産の管理状況 ・その他監査人がセキュリティ上必要と認められる事項		
2. 彼	2. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発				
従業者	当に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
従業者	者に対する教育・啓発 具体的な方法	1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている		
		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っている 3) 十分に行っていない ・本人確認情報へのアクセス権限を付与された職員(非常勤職員を含む。)に対して、権限付与時、及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・業務端末設置場所の入退室管理者等に対して、その管理すべき内容についての説明会を毎年度開催		

V 開示請求、問合せ

1. 特	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先		秋田県企画振興部市町村課				
②請求	求方法	秋田県本人確認情報開示等事務取扱要領に基づき、書面により請求する。				
	特記事項	段った情報を提供・移転しないように、都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の開示請求があった場合は、当該情報と請求書の突合を複数の職員により実施する。 段った相手に提供・移転しないように、都道府県知事保存本人確認情報及び都道府県知事保存附票本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、身分証明書等を提示させることにより厳格な本人 在認を行う。				
③手数	数料等	【 無料 【				
		(十数付領、州門ガム・公司政大省の子し守の文門を刊り場合は、「牧当たり101]。				
4個/	人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	個人情報ファイル名	_				
	公表場所	_				
⑤法令	冷による特別の手続	_				
⑥個/記載等	人情報ファイル簿への不 「	_				
2. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
①連絡先		秋田県企画振興部市町村課				
②対//	芯方法	個人情報開示請求の手続によるもののほか、口頭にて説明する。				

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価		
①実施日		
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)]
2. 国民・住民等からの意見	己の聴取	
①方法	「秋田県県民意見提出手続に関する要綱」に定める、県民意見提出手続(パブリックコメント)	
②実施日·期間	令和5年9月29日から令和5年10月30日まで	
③期間を短縮する特段の理 由	_	
④主な意見の内容		
⑤評価書への反映		
3. 第三者点検		
①実施日		
②方法	秋田県個人情報保護審査会へ諮問(予定)	
③結果		
4. 個人情報保護委員会の	承認【行政機関等のみ】	
①提出日		
②個人情報保護委員会によ る審査		

(別添3)変更簡所

変更日)変更箇所 ^{項目}	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供に関する事務 全項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	秋田県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライパシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライパシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	秋田県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	特記事項	知事は、住民基本台帳法に基づき市町村から住民の本人確認情報(氏名、住所、生年月日及び性別(以下これらを「4情報」という。)、個人番号並びに住民票コード並びにこれらの変更に関する情報)に関する通知を受け、都道府県知ーバに「都道府県知事保存本人確認情報」として保存する。・本人確認情報を取り扱う本保職員には住民基本台帳法に基づぐ守秘義務が課されるほか、ほか、本台帳法に基づぐ守秘義務が課されるほか、と、不正利用の防止を図っている。・住民基本台帳ネットワークは、専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウオールによる厳重な通信制制、侵入検知システムによる監視、通信相手とな、汎用の通信プロトコル(SMTP・HTTP、FTP、Tel net等)を使用せず、独自のアプリケーションを	認情報」として保存する。 ・附票連携システムにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法に基づき市町村から住民の附票本人確認情報(4情報、住民票コード並びにこれらの変更に関する情報)に関する過知を受け、附票都道府県サーバに「都道府県知事保存附票本人確認情報とび所票本人確認情報を取り扱う本県職員には住民基本台帳法に基づく守権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の記録・確認を行うなど、不正利用の防止を図っている。・住民基本台帳本ットワークシステム及び附票	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報 の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	秋田県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム。以下「住基ネット」という。)を市町村と共同して構築している。住民基本台帳のネットワークシステム。以下「住基ネット」という。)を市町村と共同して構築している。住民基本台帳は、住基法に基づき、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する台帳に関する制度及でその代民たる地位を記録する台帳に関する制度を一元代して、住民に関する記録を正確かつが統一的に行い、もって住民の利便を増進するものである。市町村においては、住民の居住関係関する。事務の処理の基礎となるものである。市町村においては、住民、アの任民院関する事務の処理の基礎となるものである。※本人確認情報とは、住基法等7条(住民票の記載事項第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項のことを指す。秋田県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。、特定個別に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知	略 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 対知県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票都道府県サーバ及び機構における附票を国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報によれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報には、個人番号に含まれない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	③秋田県知事から本人確認情報に係る秋田県の他の執行機関(教育委員会等)への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人情報の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づ〈住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会	③秋田県知事から附票本人確認情報に係る秋田県の他の執行機関(教育委員会等)への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	I基本情報 2. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステムの名称	_	附票連携システム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道 府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、 住基ネットの構成要素のうち、附票都道府県 サーバにおいて管理がなされているため、以 下、附票都道府県サーバ部分について記載す る。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	I基本情報 2. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事		1. 附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由 して通知された附票本人確認情報の更新情報 をもとに当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報を通知する。 2. 秋田県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 秋田県の他の執行機関への情報提供又は他部署による住 基法に基づく情報照会に対応するため、照金のあった当該の門票本人確認情報を加速情報を加速所 県知事保存附票本人確認情報を加速所 場別、監視に基づく住民による自己の附票本人確 記情報の開示請求に対応するため、当該個人 の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報を制造所と、当該個人 の附票本人確認情報を都道府県知事保存財力 する。 4. 機構への情報照会 財際全国サーバに対して住民票コード又は4 情報の組み合わせをキーとした附票本人確認 情報の組み合わせをキーとした附票本人確認 情報の組み合わせをキーとした附票本人確認 情報の組み合わせをキーとした附票本人確認 情報の組み合わせをキーとした附票本人確認 情報の組み合わせをキーとした附票本人確認 情報の組み合わせをキーとした別票本人確認 情報の組み合わせをキーとした別票本人確認	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	I基本情報 2. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ②システムの機能	_	5. 附票本人確認情報検索 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末、(都道府県サーバと共用する。)において入力された附票本人確認情報の組み合わせをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報のファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 都道序県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市両村から附票本人確認情報を優し、当該附票本人確認情報を根認情報を関係に、当該代票本人確認情報を関いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	I基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また行政処分等に際しての本人確認の手段とするため、本人確認情報を正確に記録・管理する必要がある。その取扱は、次のとおりである。 1. 住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務を行うため、本県市町村に居住する住民の本人確認情報の管理及び提供等に関する事務を行うため、本県市町村に居住する住民の本人確認情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 3. 秋田県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 4. 住民からの請求に基づき、当該住民の本人確認情報を開示する。 5. 住民基本台帳に関する事務(本人確認情報を例の管理及び提供等に関する事務)において、人権認情報を検索する。 6. 市町村において保存する本人確認情報を検索する。 6. 市町村において保存する本人確認情報を検索する。	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル略 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 国外転出者に係る本人確認手段とするため、 附票本人確認情報を正確に記録、管理する必要がある。その取扱は、次のとおりである。 1、附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の附票本人確認情報を更する。2.市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道所児知事保存附票本人確認情報を提供・移転位認情報の当時で、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	I基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ② 実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を確認 することにより、行政処分等の申請等に当たり 提出するものとされた書類(住民票の写し等)を 不要とすることができ、住民の負担が軽減され る。	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民/住民の負担経滅(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	I 基本情報 5. 個人番号の 利用	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知に関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の削示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の罰正) ・第30条の35(自己の本人確認情報の計正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	(別添1)事務の内容(備考)	1. 本人確認情報の更新に関する事務 1 一③ 機構に対し、住基ネットを介して、本人確認情報の更新を通知する。 2. 秋田県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2 一① 秋田県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 ※検索対象者が他都道府県に居住する場合は、全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※一括提供の方式(秋田県の他の執行機関においてファイル化された本人確認情報の展会対象者が他が表別である。 一括提供の方式(秋田県の他の執行機関においてファイルとされた本人確認情報を対象者が付れば検索条件のリスト)をもとに都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する場合は、秋田県却まにおいて代表端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。	1.本人確認情報の更新に関する事務 1一③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。 2. 秋田県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2一① 秋田県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又はな情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。 ※校田県の他の執行機関又は他部署に対し、住張る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、秋田県の他の執行機関又は他部署において、都道府県の他の執行機関又は他部署において、都道府県の他の執行機関又は他部署において、都道府県の他の執行機関又は他部署において、都道府県の他の執行機関又は他部署において、都道府県の他の執行機関又は他部署において、都道府県、サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(回線連携と記載)(注2、注3)により行う。	事前	軽微な変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務の内容(備考)	4. 機構への情報照会に係る事務 4-① 機構に対し、住民票コード、個人番号又はは情報等をキーワードとした本人確認情報の 照会を行う。 5. 本人確認情報検索に関する事務 5-① 住民票コード、個人番号又は4情報等 をキーワードとして、都道府県知事保存本人確 認情報ファイルを検索する。	(注1)秋田県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。(注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。(注3)回線連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、都道府県サーバの代表端末又は業務端末とに内システムで名管システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。 4. 機構への情報照会に係る事務4一①、機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 5. 本人確認情報例組合せを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。	事前	軽微な変更のため
	(別添1)事務の内容	_	(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	(別添1)事務の内容(備考)		1. 附票本人確認情報の更新に関する事務 1一① 市町村において受け付けた住民の異動 に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道 府県サーバに通知する。 1一② 附票都道府県サーバにおいて、市町村 より受領した附票本人確認情報をもとに都道府 県知事保存附票本人確認情報をもとに都道府 県和事保存附票本人確認情報ファイルを更新 する。 1一③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワーク を介して、附票本人確認情報の更新を通知す る。 2. 秋田県の他の執行機関への情報提供又は 他部署への移転 2. 秋田県の他の執行機関又は他部署に おいて、4情報等をキーワードとした附票本人 確認情報の照会を行う。 2. 秋田県知事において、提示されたキー フードをもとに都道府県知事保存所対土が 確認情報ファイルを検索し、限ラに対しまる。 その際、番号法で認められた場合に限り、秋に応 法情報ファイルを検索し、概要元に対し、以 東の他の執行機関又は他部署からの求めて と、の際、番号法で認められた場合に限り、秋に応 法情報ファイルを検索し、保予にする。 その際、番号法で認められた場合に限り、秋に応 法に、附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽 出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ※検案対象者が他都道府県の場合は附票全 国サーバに対して検索の要求を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	(別添1)事務の内容(備考)		※秋田県の他の執行機関又は他部署に対し、 附票本人確認情報を一括して提供する場合(一 括提供の方式(注1)により行う場合)には、秋 田県の他の執行機関又は他部署において、附 票都道府県サーバの代表端末又は業務端末 (都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒々 連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と配載)(注2、注3)により行う。(注 1)秋田県の他の執行機関又は他部署において ファイル化された附票本人確認情報照会対象 者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道供 する方式を指す。 (注2)媒体連携とし、無会結果ファイルを提 (注2)媒体連携とし、一括提供の方式により附 票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連 携に電子記錄媒体を用いる方法を指す。 (注3)回線連携とは、一括提供の方式により附 漢本人確認情報の提供を行う場合に、情報連 携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指 で、(注3)回線連携とは、一括提供の方式により附 第本文を設備報の提供を行う場合に、情報連 携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指 で、2)と庁内システム(宛名管理システムを含 む。)と庁内システム(宛名管理システムを含 む。)とかがアクセス可能な領域(フォルダ)を 結果ファイルの授受を行う。 3. 附票本人確認情報の開示に関する事務 3一① 住民より附票本人確認情報の開示言 求を受け付ける。 3. のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を 結果ファイルの授受を行う。 3. 附票本人確認情報の開示に関する事務 3一① 住民より附票本人確認情報の開示言 求を受け付ける。 3. のみがアクセス可能な領域(フォルタび照会 結果ファイルに記録され を記録を開示する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務の内容(備考)		4. 機構への情報照会に係る事務 4一① 機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 4一② 機構より、当該個人の附票本人確認情報検索に関する事務 5. 附票本人確認情報検索に関する事務 5. 附票本人確認情報検索に関する事務 5. 附票本人確認情報検索に関する事務 5. 附票本人確認情報を受って、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。 6. 附票本人確認情報整合6一① 市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。 6. 以票都道府県サーバにおいて、市町村区とより受付した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。6一③ 附票都道府県サーバより、市町村区らに対して整合性確認結果を通知する。に対して整合性確認結果を通知する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲		区域内の住民(区域内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	事前	軽微な変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	があるため、都道府県知事保存本人確認情報	ため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事 保存本人確認情報ファイル)において区域内の	事前	軽微な変更のため
			住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認	事前	軽微な変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認 情報に係る記載等が発生する都度入手する。	住民基本台帳の記載事項において、本人確認 情報に係る変更又は新規作成が発生した都度 入手する。	事前	軽微な変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	住基ネットでは、都道府県サーバと全国サーバ が同一かつ最新の本人確認情報を保有しなければならない。よって、市町村から秋田県へ、秋田県から機構へと通知が行われることとされている。(住基法第30条の6の規定による)	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである任基ネットで管理する必要があるので、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へと通知がなされることとされているため。	事前	軽微な変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	秋田県における住民基本台帳に関する事務 (本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)において本人確認情報を検索する必要があるほか、住基ネットを通じて、機構において、国等、他都道府県、他都道府県の市町村からの住民の居住関係の確認の求め等に応ずる必要があるため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて、秋田県に居住する住民の情報を保有し、住民の異動にあわせて更新していく必要がある。	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	事前	軽微な変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの概 の 取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	全国の都道府県サーバは、1拠点(集約センター)に集約されている。その連用及び監視を、全国都道府県が集約センター運用者に委託している。 委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	軽微な変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの概めの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項目 付報ファイルの範囲 その妥当性	集約サーバの運用としては、本人確認情報を保有することになる機構に委託するのが、セキュリティ維持の観点から合理的である。なお、委託する業務は、直接本人確認情報の内容に変動を及ばさない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事前	軽微な変更のため
	■特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を行わないようにしているが、 委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、再委託を行う場合は、委託先と再委託 先が守秘義務に関する契約を締結していること 等、再委託先において、委託元自らが果たすべ き 要管理措置と同等の措置が講じられている ことを確認した上で、承認を行う。	書面による承諾	事前	軽微な変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項1 ③再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務 の一部。なお、再委託する業務もまた、直接本 人確認情報の内容に変動を及ばさない(直接本 人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除 等を行わない)業務である。		事前	軽微な変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所		セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバ集約センターにおいて、施錠管理 及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ 設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、IDと生体認証(又はパスワード)が必要である。また、提供ログファイルを代表端末及び記録媒体に保存し、これらを施錠管理された電算室に保管する。 当県においては、代表端末を施錠、入退室管理している部屋に設置し、業務端末は盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。	事前	軽微な変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	_	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ①ファイルの種類	_	システム用ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 2. 基本情報 ②対象とな る本人の数	_	10万人以上100万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	_	区域内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の 附票に記載された者 ※削除者を含む。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	_	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル)において区域内の戸 籍の附票に記載された全ての者の情報を保有 し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移 転する必要があるため。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要 2.基本情報 ④記録され る項目	-	10項目以上50項目未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	_	個人番号・4情報・その他(その他戸籍の附票 関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まな い。))	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性		・4情報、その他戸籍附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記載された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、秋田県の他の執行代機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人権認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	_	別紙2を参照。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	■特定個人情報ファイルの概要2.基本情報 ⑤保有開始日	_	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の制令で定める日。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担 当部署	_	秋田県企画振興部市町村課	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	_	・地方公共団体・地方独立行政法人(市町村) ・その他(都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある))	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ②入手方法	_	専用線	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	_	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変 更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手 する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、秋田県の 他の執行機関等から国外転出者に係るものに 関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽 出する場合がある。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	■特定個人情報ファイルの概要3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性		法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができる。 ※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えしいなどの事件や障害は一度も発生していない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	_	知事が市町村から附票本人確認情報を入手することが住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	_	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル)において区域内の戸 籍の附票に記録された全ての者の情報を保有 し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移 転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、秋田県の 他の執行機関等から国外転出者に係る者に関 し求30条の15第1項又は第2項の規定によ る事務について提供する場合がある。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ⑦使用の主体 使用部署	_	秋田県企画振興部市町村課	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	□特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	_	10人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	■特定個人情報ファイルの概要3.特定個人情報の入手・使用®使用方法		・秋田県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(秋田県の他の執行機関又は他部署一附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する(附票都道府県サーバー秋田県の他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元へ提供・移転する場合がある。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ®使用方法 情報の突合	_	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル の住民票コードと都道府県知事保存本人確認 情報ファイルの個人番号を突合する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	_	なし	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定		なし	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③使用開始日	_	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」 別則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の制令で定める日。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	_	委託する 2件	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	_	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する 業務	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する。 委託する。 委託する、建設情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1(②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	_	10万人以上100万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの概以の取扱いの委託 委託事項 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	_	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 4、特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲 その妥 当性	_	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル)が保存される附票都 道府県サーバの運用及び監視業務を委託する ことによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接 附票本人確認情報に係わらない事務を対象と しているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事 務は実施しない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	_	10人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの比扱いの提供方法	_	専用線	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	_	秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号)の規定に基づく請求を行うことで確認できる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの概 の取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	_	地方公共団体情報システム機構	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無	_	再委託する	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	_	書面による許諾	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの概の取扱いの委託 委託事項1 (⑨再委託事項	-	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する 業務。再委託する業務は、直接附票本人確認 情報に係わらない(直接附票本人確認情報に アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わな い。)業務を対象とする。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	_	代表端末の運用保守に関する業務	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの概以の取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	_	集約センターに設置された附票都道府県サーバから業務に係るアプリケーション等の配信を受け、これを業務端末に配布するためのサーバを設置しており(業務端末の代表的位置づけという意味で「代表端末」と呼んでいる)、この保守を委託している。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	_	特定個人情報ファイルの全体	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	_	10万人以上100万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事定②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	_	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事定②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	_	住基ネットの運用を安全かつ適切に行う必要がある。 委託する業務は、直接附票本人確認情報の内容に変動を及ぼさない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数	_	10人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	_	その他(保守作業に際し、附票本人確認情報に 触れる場合は、必要に応じ、職員が立ち会う。)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	_	秋田県情報公開条例の規定に基づく請求を行うことで確認できる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	_	日本電気株式会社秋田支店	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無		再委託する	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの概 要 4.特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託の許諾方法	_	原則として再委託を行わないようにしているが、 委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、再委託を行う場合は、委託先と再委託 先が守秘義務に関する契約を締結していること 等、再委託たにおいて、委託元自らが果たすべ き安全管理措置と同等の措置が講じられている ことを確認した上で、承認を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑨再委託事項	_	代表端末の保守に関する業務の一部。なお、 再委託する業務もまた。直接附票本人確認情 報の内容に変動を及ばさない(直接附票本人確 認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を 行わない)業務である。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	_	提供を行っている 1件 移転を行っている 1件	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	_	秋田県の他の執行機関(教育委員会等)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	_	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における 用途	_	住基法別表第6に掲げる他の執行機関への情報提供が認められる事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	_	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。)※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報の 対象となる本人の数	_	10万人以上100万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の 対象となる本人の範囲	_	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法	_	その他(住基ネット)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	_	秋田県の他の執行機関からの情報照会の要求 があった都度、随時。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	_	秋田県の他部署	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	_	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ②提供先における用途	_	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③提供する情報	_	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ④提供する情報の 対象となる本人の数	_	10万人以上100万人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	_	「2.②対象となる本人の範囲」と同じ	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥提供方法	_	フラッシュメモリ・その他(住基ネット)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑦時期・頻度		秋田県の他部署からの検索要求があった都 度、随時。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	■特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所	_	セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバ集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理医視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、IDと生体認証(又はバスワード)が必要である。また、提供ログファイルを代表端末及び記録媒体に保存し、これらを施錠管理された電算室に保管する。当県においては、代表端末を施錠、入退室管理している部屋に設置し、業務端末は盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ②保管期間 期間	_	1年未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	_	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ③消去方法	_	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル に記録されたデータをシステムにて自動判別 し、消去する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	(別添2)	都住兵 都住民票 1 住民票 1 住民票 1 全 漢字字数(氏名) 4 ふけられる 5 生用 7 住所 9 個 9 個 9 個 9 個 9 個 9 個 9 個 9 個	(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル路 (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア 附票本人確認情報 1 住民票漢字 3 氏名 外字数 4 氏名 外字数 4 氏名 外字数 10 最終住所 漢字 11 最終住所 漢字 11 最終住所 外字数 12 異動年月一ド 14 附票管理市町村コード 15 附票本人確認情報状態区分 16 外字パターン 18 通知区分 イその他 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で定められた場合に限り、秋田県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、 当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知 事保存本人確認情報ファイルから個人番号を 抽出し、提供・移転する場合がある。)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報の入手(情報・ハナワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求に限定される。既存住基における特定個人情報は、すべて住基法上の事務のために保有されるものであり、市町村CSからの通知も同様に住基法上の事務のために行われるもので、目的外の情報収集は、想定できない。但し、対象者以外の情報(誤った情報)が通知されてしまうことが可能性として排除できない。本人確認情報の正確を期すのは市町村長の権限であり、かかる事象の発生を防止するための厳格な審査が市町村長において行われるものである。	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査を行われることが前提となる。	事前	軽微な変更のため
	た入手を除く。)リスク1:目 的外の入手が行われるリスク	住基ネットにおいては、既存住基における本人 確認情報の記載及び記載修正の内容が市町 村CSを通じて都道府県サーバに通知されるも のである。それ以外の既存住基における内容を 収集するプログラミングは施していない。	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。	事前	軽微な変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク: 目的を超えた紐付け、無務に必要のない情報との傾けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	アクセス制限により利用者を限定している。事 務で使用するその他のシステムとの物理的、論 理的な関連づけはない。	アクセス制限により利用者を限定している。事務で使用するその他のシステムとの物理的、論理的な関連づけはない。都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。なお、都道府県サーバと内県・カーバーの大き続する。なお、都道府県サーバと内県・カーバーの大きが、カーボーが、カーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーボーが、カーが、カーボーが、カーボーが、カーが、カーボーが、カ	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。・会主業務を担当する者について、名簿を提出させる。・検索の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を担当する者としていない。「おだし、機構及びその再委託先には、都道府県サーバにおいてのあいら通知される情報により本人確認情報を主要形と、と表がとうない。とれていない。かだし、機構及びその再委託先には、都道府県サーバにおいてのあいら通知される情報により本人確認情報を主要形と書きりし、及び本ら持報により本人確認情報を主要形と書きりし、及び本ら持報により本人確認情報を主要形と書きりし、及び本ら持報により本人確認情報を主要形と書きし、入事な不ら可動的にお号で上を行うたと、機構及びその再委託先は、災害ちん、日次でおは、場構及びその再委託先は、災害等における・データの損失等に対する対策のため、日次でが定個人情報ファイルをが少クアップするが、媒体にを行うこととしており、システム設計上、特定個人情報でアクセスできず閲覧/更新もできない。「都道府県サーバの代表端末の運用保守」につい、「非定個人情報ファイルの代表端末の運用保守」につい、「非定個人情報ファイルの代表端末の運用保守」につい、手能に対してあり、システム設計上、特定個人情報であり、システム設計と、特定個人情報ファイルの閲覧/更新もできない。本人確認は与えていない。本人確認を持ていない。本人確認は与えていない。本人確認は与えていない。本人確認情報の更新(上書き)、整合性確認、バックアップの業務は行わない。	・委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない、直接本人確認情報にアクセスできず、関覧・更新・削除等を行わない)業務である。・委託業務を担当する者について、名簿を提出さる者について、名簿を提出さる者について、名簿を提出さる。「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限を与えていない。・委託先、再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する目外のに暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。・委託先、再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップのため、日次で特定個人情報ファイルをなが、バックアップのために特定個人情報ファイルをなが、アックアップのために特定個人情報ファイルをない。「代表端末の運用保守」について・委託先である日本電気株式会社外田支店には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限はち方でいない。・本人確認情報の更新(上書き)、整合性確認、バックアップの業務は行わない。・本人確認情報の更新(上書き)、整合性確認、バックアップの業務は行わない。	事前	軽微な変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの変狂、特定個人情報 ファイルの取扱いの記録 集体的な方法	・委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。 学記業務の実施状況を確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況を確認するとともに、その記録を残す。 「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について、一部道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について、一部道府県サーバの運用監視の委託先である機構及びその再委託先には、都道府県サーバの運用監視の委託先である機構及びその再委託先には、都道府県サーバにおいてOSから通知される情報により本人確認情報を更新(上書ら)し、及び本人確認情報の整合性確認業務のため本県から特定個人情報の整合性確認業務のため本県から特定個人情報の整合性確認業務のため本県から特定個人情報にアクセスできず関覧・更新さできない。 ・機構及びその再委託先は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、リスマルを媒体に格納する対策のため、ファップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システム設計上、特定個人情報ファイルをは、システム設計上、特定個人情報ファイルを以びその可要託先は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、ファップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うたとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。	・委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない、直接本人確認情報にアクセスできず、関覧・更新・削除等を行わない)業務である。・契約書等に基づき、委託業務の実施状況を確認するとともに、その記録を残す。・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について、一条手先、(再委託先を含む。)には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合が想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧、更新もできない。・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルを採体に移納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うたとしており、システムで自動的に暗号化を行うたととしており、システムでは、アウェア・アクロ・アクマースできず閲覧であるが、パックアップのために特定個人情報ファイルを採体に移納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムとが自動に非母化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧/更新もできない。	事前	軽微な変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 貝体的な方法	・パックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなどを講じ、不正作業が行われないようにしている。機構からは、月次で、書面により、チェックの結果について、報告を受けている。「都道府県サーバの代表端末の運用保守」について、委託先である日本電気株式会社秋田支店には、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限は与えていない。・本人確認情報の更新(上書き)、整合性確認、バックアップの業務は行わない。	・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は 特定個人情報にアクセスできないが、バックアッ ブ媒体については、記録簿により管理し、保管 庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒 体をチェックし、チェックリストに記入している。 バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに 対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど) を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である 機構より、月次で書面により「都道府県教一バ 集約センターの運用監視等に係る作業報告に ついて 6. セキュリティ確認結果報告」の報告 を受けている。 「代表端末の運用保守」について、 ・委託先である日本電気株式会社秋田支店に は、特定個人情報ファイルの閲覧/更新権限 は与えていない。 ・本人確認情報の更新(上書き)、整合性確認、 バックアップの業務は行わない。	事前	軽微な変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 けるそれにおけるリスク及びそのリスク及びそのリスクに対する措置	都道府県サーバの運用監視の委託においては、再委託先の選定について、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会が入札の評価基準の作成に参加し、適切に行われるようにしている。	再委託先については、毎年度の契約において、 再委託先業者の業務内容や委託先との業務分 担を審査した上で承認を行っているほか、随時 業務状況を確認する。	事前	軽微な変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除念)リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスクリスクに対する措置の内容	全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、秋田県の他システムや他の執行機関のシステムによる利用のための媒体出力に当たっては、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。・一括提供方式で利用する媒体(フラッシュメチリ)については、セキュリティロック付きのものを使用し、データの暗号化対策を行う。・媒体の接続に関して、その取扱い方法を要綱等で具体的に定める。・接続する媒体を貸与制にするなど、決められた媒体以外接続しない仕組みとする。・媒体の接続の取扱いについて研修会を開催する。	連携手段としての通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。なお、全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、秋田県の他システムによる利用のための媒体出力に当たっては、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。・・一括提供方式で利用する媒体(フラッシュメモリ)については、セキュリティロック付きのものを使用し、データの暗号化対策を行う。・・媒体の接続に関して、その取扱い方法を要綱等で具体的に定める。・・接続する媒体を貸与制にするなど、決められた媒体以外接続しない仕組みとする。・・媒体の接続の取扱いについて研修会を開催する。	事前	軽微な変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	_	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報足法・シープ・システムを通じた入手を除く。)リスク1: 目的外の入手が行われるリスク対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	_	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村 における特定個人情報の入手手段は、市町村 における時で個人情報の入手手段は、市町村 における時期本人確認情報に限定される。こ の場合、市町村においら対象者以外の情報が 通知されてしまうことがリスクとして想定される が、制度上、対象者の真正性の担保は市町村 側の確認に委ねられるため、市町村において厳 格な審査を行われることが前提となる。また、対 象者以外の個人番号は入手できないことを、シ ステムにより担保する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2・特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置	_	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1: 目的外の入手が行われるリスクリスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスクリスクに対する措置の内容	_	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、秋田県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入手(情報 現接供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ホットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	_	住民の異動の届出等を受け付ける市町村の窓口において、身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ホットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	_	市町村長において付番され、市町村既存住基システムに記載された個人番号を、市町村CSを通して入手することとしている。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを適じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性の確保の措置の内容	_	システム上、附票本人確認情報更新の際に、 論理チェックを行う(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われよ)於した場合や、転居を異動事由とする更新の院は 住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目 (フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイルに保存される段階で正確 性が確保されている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク その他の措置の内容	_	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ホットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容		・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを(※)用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の商号化を実施する、操作者の認証を行う等の措置を講じる。 ・なお、特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアリケーション。秋田県に居住する住民の附票本人確認情報を管理し、秋田県の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。データの安全保護対策、不正アクセスの防止策に関しては、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ホットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
皿 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	_	アクセス制限により利用者を限定している。宛 名システムとの物理的、論理的な関連づけはない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク: 自的を超えた紐付け、銀行に数でない情報とのない情報とのない情報とのはのシステムにはが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		アクセス制限により利用者を限定している。事務で使用するその他のシステムとの物理的、論理的な関連づけはない。附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバンステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1) 附票都道府県サーバ→都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する。)。 (2) 都道府県サーバ→附票都道府県サーバへのアクセス番号法で認められた場合に限り、自都道府県サーバへのアクセス番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策3.特定個人情報の使用リスクライ:目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクリスクへの対策は十分か		十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用リス2:権限のない者(元職員、権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクューザー認証の管理	_	行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3、特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	_	生体認証による操作者認証を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	町 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用リスク 在限のない者(元職員権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクアクセス権限の発行・失効の管理	_	行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3、特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、権限のない職員等)によって不正に使用さるリスクアクセス権限の発行・失効の管理具体的な管理方法		・アクセス権限の発効管理及び退職した元職員 や異動した職員等のアクセス権限の失効管理 を行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理 簿に記録を残す。 ・管理簿について、失効管理が適切に行われて いることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより 確認し、その記録を残す。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	_	行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3、特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	_	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・検索や一括提供に当たって申請書を提出させ、検索・提供後に検索回数等について確認する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアブリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク注権限のない者(元職員、権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録	_	記録を残している	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3、特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、不正に使用がよりな)ない。 では、おいて、では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、な		・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴 (ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索 に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請 文書等との整合性を確認する。 ・操作履歴と申請文書等との整合性について は、定期的に監査を実施する。 ・バックアップされた操作履歴について、7年間、安全な場所に施錠保管する。 ・操作者は業務端末の使用に当たって、管理台 帳に利用日時・操作者名・利用事務区分等を記 録する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3、特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクへの対応は十分か	_	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用リス分式・従業者が事務外で使用するリスクリスクに対する措置の内容	_	・システムの操作履歴(ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリング、定期的な監査により、 業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務 外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事 項についての誓約書の提出を求める。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リス 3: 従業者が事務外で使用 するリスクへの対策は 十分か	_	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	_	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 さらに、システム利用者についてはハードコピーを実行できない設定とし、システム管理担当者は、業務上必要な場合に限りハードコピーを行った場合は、管理台帳のブリント枚数欄にその枚数を、備者欄にハードコピーである旨を記載し、鍵付きのキャビネットへ保管する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク区グそのリスクに対する措置	_	その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理 体制の確認		委託先の事務処理の体制、事務処理の能力及び社会的信用を確認する。委託業務を担当する従業員全員から、附票本人確認情報を適切に取り扱う旨の誓約書を提出させ、担当する従業員が受ける。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの関覧者・更新者の制限		制限している	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
ロセ 4. ・ 取打 ファ	特定個人情報の取扱いプ ピスにおけるリスク対策 特徴ファイルの 扱いの委託 特定個人情報 イルの閲覧者・更新者の 限 具体的な制限方法		・委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。・委託業務を担当する者について、名簿を提出させる。 「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について、・	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
口七 4. 取抗	特定個人情報の取扱いプレストライスを はたけるリスク対策 特定個人情報ファイルの 扱いの委託 特定個人情報 アイルの取扱いの記録	_	記録を残している	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
ロセ 4. ¹ 取打 ファ	特定個人情報の取扱いプ となにおけるリスク対策 を持定個人情報ファイルの 扱いの委託 特定個人情報 イルの取扱いの記録 具 かな方法		・委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。・契約書等に基づき、委託業務の実施状況を確認するととは、その記録を残す。・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧と要称とが表す。といるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルを必次アイルをバックアップするとが、を要託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システムで自動のに非常に関係を表している。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
ロセ 4. ¹ 取打 ファ	特定個人情報の取扱いプ におけるリスク対策 特定個人情報ファイルの 扱いの委託 特定個人情報 イルの取扱いの記録 具 的な方法	_	・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策、監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。・チェックリストの結果について、委託先である機構もり、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
口七 4. 取打	特定個人情報の取扱いプ セスにおけるリスク対策 特定個人情報ファイルの 扱いの委託 特定個人情報 提供ルール	_	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報 の提供ルール 委託先から他 者への提供に関するルール 内容及びルール遵守の確認 方法	_	秋田県による再委託の承認を得た場合を除き、 委託先から他者への附票本人確認情報の提供 は一切認めないことを契約書上明記する。また、委託契約の条項に基づき、定期的に附票 本人確認情報の取扱いについて書面にて報告 させ、必要があれば職員が委託業務の状況を 調査し、又は業務に立ち合うことを可能とする。 なお、委託する業務は、直接附票本人確認情報にアウ セスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業 務である。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況 の報告を受けるとともに、その記録を残す。都 道府県サーバの運用監視の委託先からは、月 次で、書面により、報告を受けている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報のの提供ルール 委託元と委託 先間の提供ルール 運行元と委託 先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	_	委託契約書において、附票本人確認情報の管理方法等(漏えい防止、複写禁止等)を明記している。また、委託契約の条項に基づき、定期的に附票本人確認情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち合うことを可能とする。なお、委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わらない(重接附票本人確認情報に関わらない(電接附票本人確認情報に関わらない)業務である。また、委託先に送付する特定個人ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む)がファイル内の特定個人上にアクセスしないシステム設計としている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報 の消去ルール	_	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルールの内容 及びルール遵守の確認方法		委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判別し消去。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものを溶解等の手段により廃棄。 ・データか紙かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存。 ・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップを、システムにて自動判別し消去。また、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち会うことを可能とする。機器の廃棄等によるデータの消去については、消去手順も含めた報告書の提出を求める。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの の消去ルール ルールの内容 及びルール遵守の確認方法		「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について ・委託契約上、委託先である機構に提供された 特定個人情報ファイルについては、住基法第3 の条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」に おいて、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を 超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は 引き続きデータ保管庫に格納」することにしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完 了時に返還又は廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届 において、特定個人情報の取扱いについて書 面にて報告を受ける。また、必要があれば、職 員又は監査法人等の第三者が現地調査し、適 正に運用されているか確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託契約書中 の特定個人情報ファイルの取 扱いに関する規定	_	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いの要素 受調力を関する規定 規定の内容		・秘密の保持。 ・目的外利用・複製・他者への提供の禁止。 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・情報が不要となったとき、要請があったとき又は委託が終了した場合、情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち会うことを可能とする。 ・書面による承諾がない再委託の禁止。 ・契約内容の遵守状況について報告を求める。・従業者に対する監督・教育。 「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について、・特定個人情報の提供先の限定。 ・特定個人情報の提供先の限定。 ・特定個人情報の提供先の限定。 ・特定個人情報の提供先の限定。 ・特定個人情報の提供先の限定。 ・環末以外方を完全に消去する。 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任。 ・委託契約終了後は特定個人情報の返却又は廃棄し、報告書の提出を求めることとする。 等を契約書において定めるとともに、県と同様の安全管理措置を義務づける。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	_	十分に行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	_	・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関立して、委託を対して、委託元は、委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託先行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先に等の安全管理措置を義務づけ、必要な監督を行っている。 ・再委託先の業務について、委託先に対して全ての責任を負う条項を設ける。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	_	再委託先については、毎年度の契約において、 再委託先業者の業務内容や委託先との業務分 担を審査した上で承認を行っているほか、随時 業務状況を確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 5、特定個人情報の提供・移転委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除(る)リスク1:不正な提供移転が行われるリスク 特に報し、移転が行われるリスタ 特録の提供・移転が行われるリスを記録		記録を残している	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転、委託や情報提供・水小ワークシステムを通じた提供を除(3) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 提供・移転が行われるリスク 原に個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	_	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。また、オペレーション記録の取得とともに、定期的な不正記録のチェックを行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスウ:不正な提供・移転が行われるリスク特定個人情報の提供・移転に関するルール	_	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日 項目	変	更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
Ⅲ 特定個人情報のロセスにおけるリスク5. 特定個人情報の技転(委託や情報提供ワークシステムを通じを除く。) リスク1.不供・移転が行われる! 定個人情報の提供:するルール ルールびルール連守の確認	対策 提供・移 ネット たた提供 に正な提 リスク 特 移転に関 の内容及	夫 兼 3 己 辺 12 0 日 0	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・ 移転について、アクセス権限を与えられた者の みが、事務を行うために必要な範囲内で行うべきことを事務取扱要綱で定め、かかるルールの 豊守については、アクセス権限を付与する際に 内容を確認させ、そのとおりに提供・移転を行う ようにさせる。検索や一括提供に当たっては、 申請書を提出させ、検索・提供後に検索回数等 の確認、操作履歴を採取・保管を行い、不正な 操作がないことを確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報のロセスにおけるリスク5 特定個人情報の転 委託や情報提供ワークシステムを通じを除く。)リスケ1・不供・移転が行われるりの他の措置の内容方	対策 是供・移 ネット 		祔票本人確認情報へのアクセス時刻、提供した 州票本人確認情報の内容を記録し、管理する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報のロセスにおけるリスク5. 特定個人情報の転送託や情報提供ワークシステムを通じを除く。)リスク1:不供・移転が行われるソスクへの対策は十分	対策 是供・移 ネット たた提供 で正な提 リスク リ	1	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
III 特定個人情報のロセスにおけるリスク5. 特定個人情報の地転(委託や情報提供)ワークシステムを通じを除く。) リスク2: 不方法で提供・移転がイリスク リスクに対する内容	対策 是供・移 ネット たた提供 — 適切な うわれる	近きだはらて、多・・・・ 代・等・だ・	州票全国サーバと附票都道府県サーバの間の 通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないこと がシステム上担保される。 また、秋田県の他システムや他の執行機関の システムによる利用のための媒体出力に当たっては、逐一出力の記録が残される仕組みを構 変する。 一括提供方式で利用する媒体(フラッシュメモ))については、セキュリティロック付きのものを 専用し、データの暗号化対策を行う。 媒体の接続に関して、その取扱い方法を要綱 等で具体的に定める。 接続する媒体を賞与制にするなど、決められ と媒体の接続の取扱いについて研修会を開催 する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報のロセスにおけるリスク5. 特定個人情報の財転(委託や情報提供ワークシステムを通じを除く。) リスク2:不方法で提供・移転がリスクリスクへの対か	対策 是供・移 ネット た・提供 — 適切な うわれる	-	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報のロセスにおけるリスク5・特定個人情報の大きを記れています。 ちちに 大きな できま	対策 提供・移 ネット たた提供 でった情報 うリスク、 8 転してし	非。は名に非・のでとに・諸島当	(誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの 措置】 システム上、照会元から指定された検索条件 に基づき得た結果を適切に提供・移転すること を担保する。 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの 措置】 附票全国サーバと附票都道府県サーバの間 の通信では相互認証を実施しているため、認証 できない相手先への情報の提供はなされないこ とがシステム上担保される。 未通の措置】 都道府県知事保存附票本人確認情報の開示 请求があった場合は、請求者に対して、運転免 特証等により本人確認を行う。また、請求書と 当該情報の突合に関して複数の職員により実 他する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報のロセスにおけるリスク 5、特定個人情報の射転(委託や情報提供ワークシステムを通じを除く。)リスク3:36 を提供・移転してしま誤った相手に提供・移転してしまけったカーリスクリスクリスク・リスク・ルクか	対策 提供・移 ネット たた提供 つった情報 うリスク、 8転してし	-	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報の ロセスにおけるリスク 7. 特定個人情報の 去 リスク1:特定個。 漏えい・滅失・毀損り NISC政府機関統一基	対策 R管・消 L情報の スク ①	д	政府機関ではない	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
Ⅲ 特定個人情報の ロセスにおけるリスク 7. 特定個人情報の付 去 リスク1:特定個 漏えい・滅失・毀損リ 安全管理体制	対策 呆管・消 L情報の —	-	十分に整備している	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1:特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ③ 安全管理規程	_	十分に整備している	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 フ、特定個人情報の保管・消 去リスク1:特定個人情報の保管・消 法リスク1:特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ④ 安全管理体制・規程の職員へ の周知		十分に周知している	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策	_	十分に行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 フ・特定個人情報の保管・消 去 リスク1:特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策 具体的な対策の 内容対策の内容	_	・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するほか、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・秋田県においては、代表端末及び記録媒体を施錠管理された電算室に置くほか、業務端末を職員以外の者が立ち入らない場所に置く。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の保管・消漏えい・減失・毀損リスク⑥技術的対策	_	十分に行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の保管・消器元い、元素元い、元素元い、元素元・元素、・受損リスク⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	_	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラムを配信された都度更新し、常に最新の状態とする。・システム管理者の許可無く媒体の接続ができない仕組みとする。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管:消去リスク1:特定個人情報の漏えい減失・毀損リスク⑦バックアップ	_	十分に行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消スク1:特定個人情報の保管・リスク1:特定個人情報の漏えい、滅失・毀損リスク ⑧事故発生時手順の策定・周知	_	十分に行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の保管・消法」い、減失・製損リスク。過去3年以内に、評価実施機関内において、個人情報に関する重大事故が発生したか	_	発生なし	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい、滅失・毀損リスク ⑩ 死者の個人番号	_	保管していない	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の保管・消法リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクリスクへの対策は十分か		十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク2 特定個人情報が古いまま保管され続けるリスクリスクに対する措置の内容	_	市町村の住民基本台帳で附票本人確認情報の変更があった場合には、住基ネットを通して附票本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。また、市町村CSとの整合処理を定期的に実施し、保存する附票本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の保管・消 表 リスク:特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク リスクへの対策は十分か	_	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3・特定個人情報が 消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順	_	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 フ・特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が 消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	_	・障害発生時により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的な保存の終て後、特定個人情報をンステムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に 基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・・帳票については、管理要網等に基づき、帳票 田が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、管理要綱等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 フ・特定個人情報の保管・消 去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクリスクの対策は十分かか	_	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため
	V 開示請求、問合せ 1. 特 定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求 特記事項	誤った情報を提供・移転しないように、都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、当該情報と請求書の突合を複数の職員により実施する。 誤った相手に提供・移転しないように、都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、身分証明書等を提示させることにより厳格な本人確認を行う。	誤った情報を提供・移転しないように、都道府県 知事保存本人確認情報及び都道府県知事保 存附票本人確認情報の開示請求があった場合 は、当該情報と請求書の突合を複数の職員に より実施する。 誤った相手に提供・移転しないように、都道府 県知事保存本人確認情報及び都道府県知事 保存附票本人確認情報の開示請求について は、請求者に対し、身分証明書等を提示させる ことにより厳格な本人確認を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更のため